

授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書

安倍政権が来年4月から導入する高等教育の就学支援制度と引き換えに、文部科学省は2020年度から、現行の国立大学の授業料免除制度について廃止する方針である。

就学支援制度による低所得者世帯への支援は当然であるが、対象となる学生は全学生の1割程度に限定される。現行の授業料免除制度は、中間所得世帯までが対象とされていたため、国立大に通う学生のうち、約1万9千人の授業料負担が増加すると文部科学省が調査で明らかにしている。

政府は問題の深刻さを認めざるを得ず、継続的な支援について、安倍首相は「来年の制度施行までに検討する」と国会で答弁しているが、いまだ方向性は示されていない。

このままでは、新制度の基準によって今年度まで授業料免除を受けられていた学生が除外されるケースや、各大学が実施していた独自の授業料減免措置の多くが廃止されることになる。今後入学する高校生等についても、これまで受けられていた支援の対象外となることで大学進学をあきらめる生徒が出てしまう。

学生たちが、文部科学省に対し、「これでは大学に通えなくなったり、進学をあきらめたりする人が出てきてしまう」「増税したのに減免措置が後退するのはどういうことか」「最低限、これまでの水準を維持してほしい」と不安や懸念を訴えている。

在校生はもちろん、2020年度以降の新入生も、今まで通り減免が受けられるよう制度維持、予算確保を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
総務大臣
財務大臣